

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年11月8日(火)午後3時から午後3時43分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター3階大ホール

3 出席委員

(1) 農業委員 (15名)

1番 椎名弘 委員	2番 滝田博司 委員
3番 伊藤明美 委員	4番 戸村光男 委員
5番 塚本一治 委員	7番 大木正俊 委員
9番 佐藤和 委員	10番 石橋慎司 委員
11番 玉澤幸雄 委員	12番 高品文敬 委員
13番 鈴木茂 委員	14番 布施陽子 委員
15番 佐藤郁太郎 委員	16番 布施行雄 委員
17番 小林須美子 委員	

(2) 農地利用最適化推進委員 (9名)

19番 太田孝夫 委員	20番 小林重紀 委員
21番 椎名正和 委員	23番 宇野恵三郎 委員
24番 金城ハル子 委員	25番 土屋功 委員
26番 関口孝男 委員	27番 寺本利幸 委員
28番 江波戸和男 委員	

4 欠席委員

(1) 農業委員 (2名)

6番 加瀬安男 委員	8番 土屋玲子 委員
------------	------------

(2) 農地利用最適化推進委員 (3名)

18番 林博之 委員	22番 平山敏之 委員
29番 秋山菊次 委員	

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 2件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 2件

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

(2)利用権の中途解約に係る通知について 1件

その他

6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局職員 3名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和4年11月農業委員会定例総会を開会いたします。

鈴木会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は鈴木会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中15名で定足数に達しておりますので、会議は成立しております。
これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。
お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、3番伊藤明美委員、4番戸村光男委員を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の議案書を御覧ください。番号1番と3番から7番までは、所有権移転に関する件であります。番号2番は、利用権設定に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から7番について議案書を基に朗読】

番号1番から7番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2

項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 　　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

10番 　　番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

7番 　　番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

1番 　　番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

9番 　　番号4番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

番号5番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます

4番 　　番号6番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

番号7番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

議 長 　　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい
ませんか。

(質問、意見なし)

議 長 　　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切
ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 　　御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請
について」、採決に入ります。

原案のとおり決するとことに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の議案書を御覧ください。

【議案第2号、番号1番から2番について議案書を基に朗読】

番号1番について、申請地を駐車場（10台）用地として田346㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本件は10年前から申請地を駐車場として使用しており、このことに関して申請者から始末書が提出されています。

番号2番について、申請地を倉庫及び駐車場（7台）用地として畑398㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本件は申請地の一部に舗装がされており、このことに関して申請者から始末書が提出されています。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

7番 番号1番について、申請地を駐車場として計画するものです。申請者は、申請地の西側でガソリンスタンドを経営しており、ガソリンスタンド敷地内で停めきれなかった従業員車両やオイル交換、タイヤ交換のための預かり車両等の駐車場として申請地を使用していく計画です。農地区分については、第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われれます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号2番について、申請地を倉庫及び駐車場として計画するものです。申請者は番号1番と同一人で、業務上必要な配管部材やガス給湯器等について、現在は空きスペースを見つけて保管をしていますが、年々資材が増えて置ききれなくなってきたことから申請地に倉庫を建築し保管する計画です。また、ガソリンスタンド敷地に駐車している業務用車両について、現在は空きスペースを見つけて駐車していますが、重ねて駐車することも危険であることから申請地にそれらの駐車場を設ける計画です。農地区分については、第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われれます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号について、採決に入ります。
議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号の議案書を御覧ください。

【議案第3号、番号1番から番号2番までを議案書を基に朗読】

番号1番について、専用住宅用地として畑263㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、賃貸住宅及び進入路用地として畑396㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

1番 番号1番について、今回の事業計画は貸住宅ですが、転用後に譲受人の次男に無償で貸付けを行うものです。現在、譲受人の次男は実家に居住していますが、今後独立する希望があるため、譲受人が建てる住宅を借受けて生活をしていく計画です。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

17番 番号2番について、譲受人は、不動産関連の事業を主とする会社で、今回賃貸住宅としての需要が見込める申請地に転用を計画しています。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺への日照、排水等の影響はないと思います。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第3号について、採決に入ります。
議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が1件、利用権の中途解約に係る通知が1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。
本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

7件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について	2件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	2件
報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
(2)利用権の中途解約に係る通知について	1件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和4年11月8日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。